

## I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 教育

#### (1) 教育の内容及び到達目標

- ア 学部教育では、従来の統合カリキュラムとの違いを検証し、4年間の看護師基礎教育のモデルを確立する。
- イ 大学院修士課程では、保健師及び助産師に必要とされる能力に関する評価方法を作成し、保健師及び助産師の基礎教育モデルを確立する。
- ウ 大学院修士課程では、専門性の高い看護職者（看護師）の社会的な役割と今後の課題について修了生の業務実施状況等の追跡によって検証し、診療看護師の基礎教育モデルを確立する。

#### (2) 教育の実施体制

- ア 卒業時の看護技術到達度を測るための評価基準の作成など教育効果を適切に評価できる仕組みを導入し、教育効果の検証と改善を継続して行える体制を確立する。
- イ 本学の教育理念と看護・看護学の魅力や将来性を社会に周知するため、フォーラムや出前講義などの地域活動を学内外で広範囲に実施し、大学における看護教育の意義と魅力を発信する。

#### (3) 学生への支援

- ア 学生の自己学習能力を高めるための支援として、IT化をさらに推進し、情報処理能力や英語運用能力の向上を図る。
- イ 看護師の国家試験合格率100%を目指し、3年次生からの国試模試の導入など学生に応じた柔軟な指導を行う。
- ウ 学年担任制やIT化による学習指導等を充実化することにより、一人ひとりの学生の生活を支援する体制を充実させ、健康な生活志向、勉学の意欲及び看護職への適応に向けた効果的な支援を行う。
- エ 就職を希望する学生については、就職率100%、県内就職率50%を目指して、県内の就職相談や情報提供等を強化する。また、同窓会と連携し卒業後のUターン支援を行う。

### 2 研究

#### (1) 研究の方向

- ア 保健・医療・介護の分野における基礎的な研究を重視し、質の高い研究成果を学術雑誌等に発表するとともに、地域社会に還元する。
- イ 大分県の保健・医療・介護の実状の改善に繋がる健康増進に関するプロジェクト研究を継続発展させるとともに、地域交流を通じて地域社会に還元する。

#### (2) 研究の実施体制

- ア プロジェクト研究などの大学が重点的に推進する研究には優先的に研究資金や研究資材を配分・配置するとともに、大学の研究費を競争的に資金配分し、研究を活性化する。

イ 国際会議や学内外の研究成果報告会を定期的を開催するとともに、学術雑誌等に公表することをとおして研究成果を積極的に地域社会に発信・還元する。

### 3 社会貢献

#### (1) 地域社会への貢献

ア 地域の看護学教育研究拠点としての役割を担うための講師派遣や相談窓口の設置など様々な活動をとおして、県内の看護職者の質向上のための教育及び研究を支援する。

イ 一般住民を対象とした公開講座や健康運動教室など、地域社会のニーズを満たす活動を定期的実施する。

ウ 地域の保健医療機関との緊密な連携と支援を行うため、卒業生及び修了生に対するセミナーの開催や必要とする情報の発信など継続教育を発展させる。

#### (2) 国際交流の推進

ア 姉妹校との定期的な交流を積極的に進め、教員及び学生同士の国際交流を促進する。

イ 教員及び学生の国際的な視野を育成するために、JICA等を通じた国外からの研修生や留学生を積極的に受け入れる。

## II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 運営体制

#### (1) 運営体制の強化

ア 学長を兼ねる理事長が、法人運営及び教育研究の両面の責任者として強いリーダーシップを発揮し、効果的な意思決定ができる体制を進める。

イ 事務処理の合理化を図るため、組織の統合や事務分担など管理運営体制及び事務組織の見直しを行う。

#### (2) 開かれた大学運営

ア 教員派遣や学外委員就任などにより地域との連携を図る一方、学識経験者等幅広い意見を取り入れた大学運営を図る。

イ 学生や卒業生の意見も反映させ、開かれた大学運営を図る。

### 2 人事の適正化

#### (1) 人事の適正化

ア 性別、年齢、国籍等に柔軟に対応した公募制による採用を行うとともに、業務内容に応じた人事配置を行う。

イ 教員の評価制度を継続して発展させるとともに、大学固有事務職員の評価制度を確立させ、人事の適正化を図る。

#### (2) 人材の育成

ア 学内外の研修制度を活用し、教職員の能力の向上を図る。

イ 大学事務に精通した専門性の高い大学固有事務職員を養成する。

ウ 大学固有事務職員の幅広い見識やスキルを培うため、人事の流動化を図る。

### Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 自己収入及び外部資金の獲得

##### (1) 自己収入の確保

- ア 授業料、入学考査料、入学料、証明料及び公開講座講習料等の額について、受益者負担の観点から、社会情勢の変化に応じて適宜見直しを行うとともに滞納防止等に努め、収入の確保を図る。
- イ 教育研究に支障のない範囲で、積極的に施設等を適正な料金で貸し付けることにより自己収入の確保を図る。

##### (2) 外部資金の獲得

- ア 研究費等外部資金に関する情報収集や申請に当たっての支援を行い、外部資金の獲得を促進する。

#### 2 経費の効率化

##### (1) 経費の効率化

- ア 教職員のコスト意識の涵養に取り組み、執務環境の改善、業務の迅速化など事務の効率化を進める。
- イ 教職員及び学生の省エネルギー・省資源に関する意識の向上を図り、光熱水費等の節減に取り組む。
- ウ 契約期間の複数年度化や契約方法の競争的環境の確保等により管理経費の抑制に努める。

#### 3 資産の適正管理及び有効活用

##### (1) 資産の適正管理

- ア 資金の管理・運営については、収支計画を勘案しながら適正かつ効率的な資金運用を行う。
- イ 土地・建物等の資産については、計画的に適正な維持管理を行う。

##### (2) 資産の有効活用

- ア 教育研究に支障のない範囲で施設等を開放し、地域社会に貢献する。
- イ 研究成果、著作物その他大学が所有する知的財産を積極的に公開して社会に貢献する。

### Ⅳ 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 自己点検及び自己評価の充実

##### (1) 自己点検及び自己評価の充実

- ア 教育の目標を達成するためには、教育の状況について継続的に点検・評価し、絶えず改善・向上に取り組む。
- イ 自己評価・評価結果については、外部者による検証を実施し、その結果を学内及び社会に公開する。

#### 2 情報公開や情報発信の推進

## **(1) 情報公開や情報発信の推進**

- ア 法人運営の透明性を進め、県民に対する説明責任を果たすため、財務運営状況や中期目標・中期計画等の法人情報を常時ホームページで公開する。
- イ 大学の教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をホームページで定期的に公開する。
- ウ 本学の各種イベントの開催や学生の諸活動等の情報をメディアやホームページ、広報誌等で発信する。

## **V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置**

### **1 施設・設備の整備と活用**

#### **(1) 施設・設備の整備と活用**

- ア 実践能力向上のため、教育研究組織及び教育課程に対応した看護技術修得のための施設・設備等の学習環境を財政状況を踏まえつつ整備する。
- イ 施設・設備の整備に当たっては、省エネルギー対策及びユニバーサルデザインに配慮する。

### **2 大学の安全管理**

#### **(1) 大学の安全管理**

- ア 教職員及び学生への安全・衛生管理の意識向上を図るため、安全衛生委員会、学生生活支援委員会で学内点検・事故防止の講習会等を実施する。
- イ 教職員及び学生への危機管理意識の向上及び事故災害時の安全確保を図るため、全学で防災訓練等を実施する。
- ウ 大学で取り扱う個人情報の漏洩・滅失防止等法令遵守の徹底に努める。

### **3 人権尊重の推進**

#### **(1) 人権尊重の推進**

- ア 教職員については、研修会等をとおして、人権意識の高揚と各種ハラスメントの防止を図る。
- イ 学生については、講義や研修をとおして、人権問題の理解と意識の向上を図る。

## **VI 予算、収支計画及び資金計画**

別紙のとおり

## **VII 短期借入金の限度額**

### **1 短期借入金の限度額**

1億円

### **2 想定される理由**

運営費交付金の受入時期と資金需要との期間差及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることを想定する。

## **VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画**

なし

## **IX 剰余金の使途**

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善

に充てる。

**X 大分県が設立する地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則  
(平成18年大分県規則第12号)で定める事項**

**1 施設及び設備に関する計画**

なし

(注) 中期目標を達成するために必要な業務の実施状況を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることがある。

**2 人事に関する計画**

「Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」の「2 人事の適正化」に記載のとおり。

**3 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることのできる積立金の処分に  
関する計画**

**(1) 積立金については、次の事業の財源に充てる。**

ア 教育研究の質の向上を図るための設備の充実

イ その他教育、研究に係る業務及びその付帯業務

**4 その他法人の業務運営に関し必要な事項**

なし

収容定員

平成24年度	看護学部	340人
	看護学研究科	66人
平成25年度	看護学部	330人
	看護学研究科	66人
平成26年度	看護学部	320人
	看護学研究科	66人
平成27年度	看護学部	320人
	看護学研究科	66人
平成28年度	看護学部	320人
	看護学研究科	66人
平成29年度	看護学部	320人
	看護学研究科	66人

(別紙)

VI 予算、収支計画及び資金計画  
1 予算(人件費の見積りを含む。)

平成 24 年度～平成 29 年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	3,361
自己収入	1,513
授業料及び入学金検定料収入	1,450
雑収入	63
受託研究等収入	290
計	5,164
支出	
業務費	4,413
教育研究経費	1,091
人件費	3,322
一般管理費	461
受託研究等経費	290
計	5,164

(人件費の見積り)

中期目標期間中、総額 3,322 百万円を支出する。(退職手当は除く。)

(注)人件費の見積りについては、当該年度の人件費見積額を踏まえ試算しているが、定期昇給、ベースアップ、社会保険料の改定等は含まない。

(注)退職手当については、公立大学法人が定める規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において、職員の退職手当に関する条例を基準として算定される。

(運営費交付金の算定方法)

運営費交付金は、平成 23 年度予算額を基準として積み上げた額をベースとして、一定の仮定の下に試算したものであり、各事業年度の運営費交付金については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

2 収支計画

平成 24 年度～平成 29 年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	5,227
経常費用	5,227
業務費	4,703
教育研究経費	1,091
受託研究等経費	290
人件費	3,322
一般管理費	461
雑損	-
減価償却費	63
臨時損失	-
収益の部	5,227
経常収益	5,227
運営費交付金収益	3,361
授業料等収益	1,450
受託研究等収益	290
雑益	63
資産見返運営費交付金等戻入	2
資産見返物品受贈額戻入	61
臨時収益	-
純利益	-
総利益	-

(注)受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

(注)受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

### 3 資金計画

平成 24 年度～平成 29 年度 資金計画 (単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	5,164
業務活動による支出	5,158
投資活動による支出	-
財務活動による支出	-
次期中期目標期間への繰越金	6
資金収入	5,164
業務活動による収入	5,164
運営費交付金による収入	3,361
授業料及び入学検定料等による収入	1,450
受託研究等による収入	290
その他の収入	63
投資活動による収入	-
財務活動による収入	-